年に1度の更新手続きのご案内です。必ずご覧くださるようお願いします。

長期家族サポート共済

令和9年2月1日　本更新のご案内

学校生協グループ保険

多くの先生方（組合員）のお役に立ちました。ありがとうございました。

お支払実績

（令和7年2月1日～
令和8年1月31日）

制度名	件数	お支払い金額
グループ保険＜生命保険部分＞	16 件	126,618,390 円
グループ保険＜損害保険部分＞	118 件	5,950,100 円
医療保障保険	73 件	5,769,471 円
医療費支援プラス	29 件	1,000,080 円
総合医療サポート	83 件	8,344,859 円
重病初期サポート	4 件	12,430,523 円
すまいるサポート	5 件	1,300,043 円
生活あんしんサポート	5 件	3,508,333 円
合計	333 件	164,921,799 円



新規・増額でのお申し込みの際には申込書記載の告知内容を必ずご確認のうえ、申込書へお手続き願います。
告知内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
また、保険料の返金もできません。

グループ保険は1年ごとの制度ですので、原則、途中での脱退はできません。

この機会にコース等のご確認をお願いします。

学校生協グループ保険専用フリーダイヤル

0120-882-004

受付期間
令和8年7月1日（水）～10月9日（金）
土、日、祝日を除く9：00～17：00
※照会受付期間終了後は 03－5289－7590 まで

学校生協フリーダイヤル

0120-39-5318

群馬県学校生活協同組合

学校生協HP http://www.gungaku.jp/
学校生協 e-mail info@gungaku.jp

ご注意 ●【契約概要】・【注意喚起情報】はP7～13に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日 **令和8年10月9日(金)**

責任開始期（加入日） **令和9年2月1日(月)**

［契約者］群馬県学校生活協同組合

学校生協グループ保険制度
概要図

※再任用期間は現職と同様にご利用いただけます。

現職中の制度名	保障内容	加入対象区分	説明のページ	退職後	退職後制度の保障内容
①グループ保険 **（生命保険部分＋損害保険部分）** 【生命保険部分】〈年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険〉 【損害保険部分】〈天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険〉	● 死亡・高度障害 ● ケガ入院・ケガ通院・ケガ手術（損害保険部分）	本　人 配偶者 こども	3〜4 15〜30	＜団体扱＞ ※1 継続最高年齢：80歳 契約満了時年齢：81歳 ＜団体扱＞ ※1 継続最高年齢：70歳 契約満了時年齢：71歳 ケガ入院・ケガ通院 ＜個人扱：一時払退職者傷害保険＞ （保険期間：10年間）	＜団体扱＞ ●現職時加入の保障内容をそのまま継続することができます。 ●現職中と同様2月1日をスタートとした1年更新の制度です。 ●配当金があります。 ※1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には、制度運営費を除き配当金としてお返しします。なお、配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。（グループ保険＜損害保険部分＞、医療費支援プラス、総合医療サポート、重度初期サポート、生活あんしんサポートには配当金はありません。） ●年に１度の更新時に脱退・減額が可能です。 ※新規加入・増額をすることはできません。 ●保険料は指定の個人口座より引き落としをさせていただきます。 ●別途制度運営費月額385円がかかります。 ※記載の年齢は保険年齢です。 ※退職後継続する場合は学校生協の組合員であることが条件です。（個人扱いは除く） ＜個人扱＞ ●退職後、一時払退職者傷害保険に加入することで、急激かつ偶然な外来の事故による死亡・入院・手術および賠償責任等10年間補償（損害保険部分） 「医療保障保険」「医療費支援プラス」「総合医療サポート」から、「退職後終身医療保険」へ移行（加入）できます。 ※「重病初期サポート」からは、「退職後終身医療保険」への移行（加入）はできません。
②すまいるサポート 〈特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険〉	● 病気・ケガ・精神疾患により就業不能状態が20日を超えて継続した場合	本　人	3〜4 31〜34	**退職後は継続できません**	
③医療保障保険 〈家族特約付医療保障保険（団体型）〉	● 継続して5日以上（4日間は免責）の病気・ケガ入院	本　人 配偶者 こども	3〜4 35〜38	＜団体扱＞ ※1 継続最高年齢：69歳 契約満了時年齢：70歳	
④医療費支援プラス 〈家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険〉	● 先進医療、病気・ケガの入院、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合	本　人 配偶者 こども	3〜4 39〜40	＜団体扱＞ ※1 継続最高年齢：79歳 契約満了時年齢：80歳	
⑤総合医療サポート 〈代理請求特約［Y］付集団扱無配当医療保険〉	● 継続した2日以上からの病気・災害入院 ● 病気・災害所定の手術 など	本　人 配偶者	3〜4 41〜42	＜団体扱＞ ※1 継続最高年齢：71歳 契約満了時年齢：72歳 ＜個人扱：退職後 医療サポート＞ ※2 継続最高年齢：79歳 契約満了時年齢：80歳	
⑥重病初期サポート 〈7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約［Y］付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）〉	● 特定疾病 （○所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき） ● 死亡・所定の高度障害	本　人 配偶者	5〜6 43〜50	＜団体扱＞ ※1 継続最高年齢：71歳 契約満了時年齢：72歳 ＜個人扱：退職後 重病初期サポート＞ ※2 継続最高年齢：79歳 契約満了時年齢：80歳	
⑦生活あんしんサポート 〈精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険〉	● 病気・ケガ・所定の精神障害による長期療養時の収入補償	本　人	5〜6 51〜52	**退職後は継続できません**	

退職後医療サポート、退職後重病初期サポートについて、今後の環境の変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

※1 グループ保険（生命保険部分・損害保険部分）＜団体扱＞・医療保障保険＜団体扱＞・医療費支援プラス＜団体扱＞・総合医療サポート＜団体扱＞・重病初期サポート＜団体扱＞の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 退職後医療サポート＜個人扱＞・退職後重病初期サポート＜個人扱＞の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が保険期間中に満期年齢（保険年齢）をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢（保険年齢）に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

※ 群馬県学校生活協同組合の「医療保障保険」から、「退職後終身医療保険」へ移行（加入）ができます。商品内容等については、「退職後終身医療保険パンフレット」をご確認ください。「退職後終身医療保険」の商品内容等については、引受保険会社（明治安田生命保険相互会社）の公法人第三部法人営業第二部までお問い合わせください。今後の環境の変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

1 はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容については、各商品のページをご確認ください。

	商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方 本人	配偶者	こども	掲載ページ
万一の備え	**グループ保険<生命保険部分>** 年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険【生命保険】	●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乗せして保障します。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)	群馬県学校生活協同組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方[注★]	P.21
	[年齢は令和9年2月1日現在の満年齢です。　配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]					
ケガへの備え	**グループ保険<損害保険部分>** 天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】	●急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。	群馬県学校生活協同組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)[注●]	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)[注●]	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方[注★・注●]	P.29
	[年齢は令和9年2月1日現在の満年齢です。]					
就業不能への備え	**すまいるサポート** 特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】	●病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。	群馬県学校生活協同組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方 ※グループ保険のご加入が必要となります。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)	P.31
	[年齢は令和9年2月1日現在の満年齢です。]					
病気・ケガへの備え	**医療保障保険** 家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】	●病気やケガによる入院を保障します。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)	群馬県学校生活協同組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) ※グループ保険のご加入が必要となります。	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方[注☆]	P.35
	[年齢は令和9年2月1日現在の満年齢です。　配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]					
病気・ケガへの備え	**医療費支援プラス** 家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】	●病気・ケガで１日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。	群馬県学校生活協同組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方) ※グループ保険、医療保障保険のご加入が必要となります。	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方[注☆]	P.39
	[年齢は令和9年2月1日現在の満年齢です。　配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]					
重い病気への備え	**総合医療サポート** 代理請求特約[Ｙ]付集団扱無配当医療保険【生命保険】	●病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。 ●三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。	群馬県学校生活協同組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は71歳6カ月までの方) ※グループ保険、医療保障保険のご加入が必要となります。	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は71歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)	P.41
	[年齢は令和9年2月1日現在の満年齢です。　配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]					

注★☆●は5ページをご確認ください。

はじめに
契約概要
注意喚起情報
グループ保険<生命保険部分><損害保険部分>
すまいるサポート
医療保障保険
医療費支援プラス
総合医療サポート
重病初期サポート
生活あんしんサポート
ご注意いただきたいこと
ご請求の流れについて

次ページに続く

	商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方 本　人	配偶者	こども	掲載ページ
重い病気への備え	**重病初期サポート** 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約［Y］付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】	●7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ※特約の付加により保障内容が異なります。 ●余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。（リビング・ニーズ特約）	群馬県学校生活協同組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は71歳6カ月までの方） ※グループ保険のご加入が必要となります。	満18歳以上65歳6カ月までの方（継続は71歳6カ月までの方）	（ご加入いただけません）	P.43
			［年齢は令和9年2月1日現在の満年齢です。　配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。］			
長期休職への備え	**生活あんしんサポート** 精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】	●病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。	グループ保険に加入している群馬県学校生活協同組合員で、15歳6カ月を超え満64歳以下の方	（ご加入いただけません）	（ご加入いただけません）	P.51
			［年齢は令和9年2月1日現在の満年齢です。］			

その他ご加入にあたっての注意事項

●配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。（配偶者・こどものみの加入はできません。）
●本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。
●グループ保険は、お互いに組合員で、本人コースで申込まれた場合、配偶者コースの申込みはできません。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
注☆：こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 P.10

告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療機関等に照会させていただく場合がございますので、告知内容について必ずご確認ください。告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

はじめに
契約概要
注意喚起情報
グループ保険 <生命保険部分><損害保険部分>
すまいるサポート
医療保障保険
医療費支援プラス
総合医療サポート
重病初期サポート
生活あんしんサポート
ご注意いただきたいこと
ご請求の流れについて

2 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

●この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
●保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
●なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）と保険料

主な保障内容

●保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ保険<生命保険部分> P.21
グループ保険<損害保険部分> P.29
すまいるサポート P.31
医療保障保険 P.35
医療費支援プラス P.39
総合医療サポート P.41
重病初期サポート P.43
生活あんしんサポート P.51

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

●毎月の給与から控除します。（初回は令和9年2月分から）
グループ保険（生命保険部分）のボーナス併用払コースのボーナス払保険料（6月と12月）はボーナスより控除します。（初回は令和9年6月のボーナスより）

3 配当金

●配当金の対象となる商品（下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。）

グループ保険<生命保険部分> すまいるサポート 医療保障保険

グループ保険＜生命保険部分＞・医療保障保険・すまいるサポートは、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

●この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

（事務幹事） 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2－1－1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2－11－1

［グループ保険＜生命保険部分＞］［医療保障保険］

明治安田生命保険相互会社
日本生命保険相互会社
第一生命保険株式会社
富国生命保険相互会社

上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。
引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等は変更されることがあります。

［医療費支援プラス］［すまいるサポート］［総合医療サポート］［重病初期サポート］

明治安田生命保険相互会社

［グループ保険＜損害保険部分＞］［生活あんしんサポート］

明治安田損害保険株式会社

3 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

●保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、
お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例　約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

●障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
●責任開始期（加入日）前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金（保険金）の事例　責任開始期（加入日）前の発病・ケガにより入院した場合

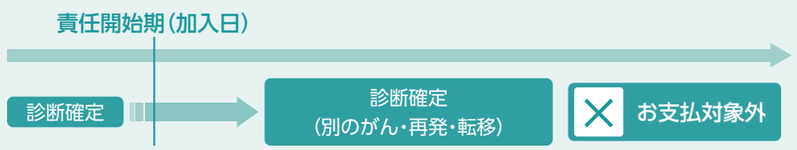
●責任開始期（加入日）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金（保険金）をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例　生まれて初めての「がん」でないとき

●責任開始期（加入日）前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物（がん）」の条件には、「責任開始期（加入日）前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期（加入日）以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期（加入日）前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期（加入日）前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責　告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

●約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
・責任開始期（加入日）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき　など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.54

補償の重複について（損害保険）

●既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.69

2 告知内容について

●現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
●申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
●正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.3をご参照ください。

【グループ保険＜生命保険部分＞・医療保障保険・医療費支援プラス・すまいるサポート・総合医療サポート・重病初期サポート・生活あんしんサポート】
STEP1・2へお進みください。
【グループ保険＜損害保険部分＞】
就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1　まずは「申込日（告知日）現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本　人

現在の就業状態
●病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
㊟「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども

現在の健康状態
●医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
㊟①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

次ページに続く

STEP 2

つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・こども

グループ保険<生命保険部分>	重病初期サポート ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療保障保険 医療費支援プラス すまいるサポート 総合医療サポート 生活あんしんサポート

過去12カ月以内の健康状態

●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、**別表**記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

過去3カ月以内の健康状態

●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
㊟検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは**別表**記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。

●重病初期サポートの「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態

●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

過去2年以内の健康状態

●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
㊟①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

<グループ保険<生命保険部分>・医療保障保険・医療費支援プラス・すまいるサポート・総合医療サポート・重病初期サポートの場合>

●企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<総合医療サポート・重病初期サポートの場合>

●引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

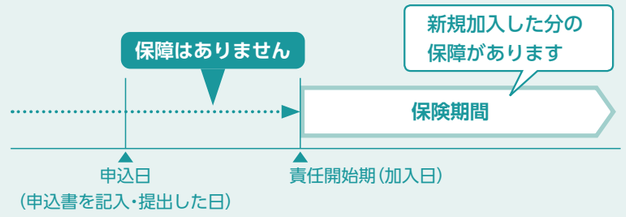
明治安田生命保険相互会社　団体保険ご照会窓口　0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

3 責任開始期(加入日)について

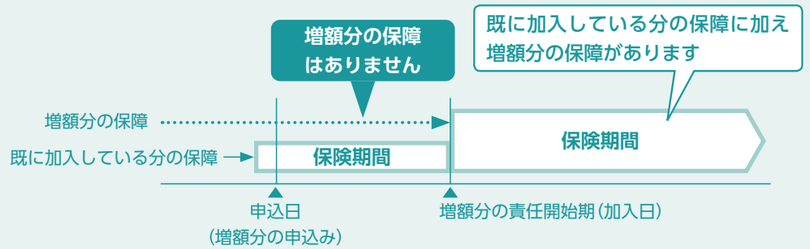
●お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
●なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。

●高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に加入している保障額を増やしたとき(増額したとき)



<グループ保険<生命保険部分>・医療保障保険・医療費支援プラス・すまいるサポート・総合医療サポート・重病初期サポートの場合>

●ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

次ページに続く

4 保険金・給付金の請求について

●保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
●保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
●被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。
●死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）

●この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

●指定紛争解決機関

●この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会（生命保険）・一般社団法人日本損害保険協会（損害保険）です。

●生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（生命保険）・損害保険契約者保護機構（損害保険）に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。P.71

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。P.11

4 グループ保険
（生命保険部分＋損害保険部分）

万一の備え　ケガへの備え

制度の特長



遺族生活を
支　援

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金形式でお支払いします。（生命保険部分）



楽しみな
配当金

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。（生命保険部分）
※損害保険部分には配当はありません。



幅広い
保障の範囲

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。（損害保険部分）
医療保障保険または総合医療サポートとのセット加入で、病気入院も保障されます。



学校生協
だからこそ

学校生協の組合員だからこそ、加入できる制度であり、多くの組合員の加入によって、より大きなスケールメリットが発揮できます。



毎年・毎年
保障の見直し

1年ごとに更新するため家族構成等のライフサイクルにあわせて毎年、保障の見直しができます。



退職後も
安　心

退職後は現在の内容をそのまま継続することができます。（P2参照）

サッカーで
ねんざした…



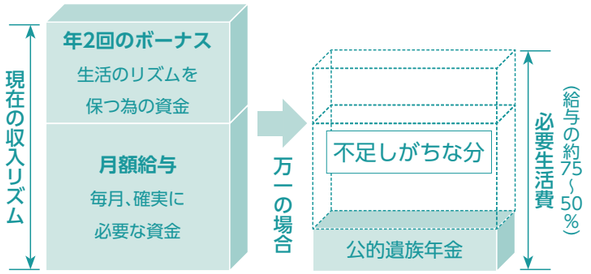
スキーで転んで
骨折した…



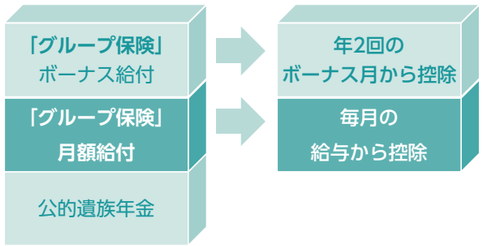
制度の趣旨

本制度は、公的遺族年金だけでは不足しがちな生活費を補完し、遺族が安定した生活を送ることを目的とした制度です。

①もし万一（死亡）の事があったら、公的遺族年金が支給されますが…



②その不足分を補うのが「グループ保険」です!!







ご参考）　☆各年代ごとの必要生活費と公的遺族年金モデル☆

年齢区分	家族構成例	平均給料月額	必要生活費 生前の給与の約75～50％	公的遺族年金月額（モデル例）	不足分
22～25歳	独身（両親）	約 28.8 万円	約 14.4 万円	約 3.7 万円	約 10.7 万円
26～30歳	独身（両親）	約 33.4 万円	約 16.7 万円	約 3.9 万円	約 12.8 万円
31～35歳	配偶者・子2人	約 38.7 万円	約 27.2 万円	約 12.1 万円	約 15.1 万円
36～40歳	配偶者・子2人	約 43.1 万円	約 32.3 万円	約 15.4 万円	約 16.9 万円
41～45歳	配偶者・子2人	約 46.7 万円	約 35.0 万円	約 15.7 万円	約 19.3 万円
46～50歳	配偶者・子2人	約 49.0 万円	約 36.8 万円	約 15.9 万円	約 20.9 万円
51～55歳	配偶者・子1人	約 50.2 万円	約 37.6 万円	約 12.0 万円	約 25.6 万円
56～60歳	配偶者	約 44.4 万円	約 24.7 万円	約 10.6 万円	約 14.1 万円

※令和6年度地方公務員給与の実態（総務省）に基づき当社計算により算出したモデルです。
実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

次ページに続く

制度の仕組み



過去3年間の平均配当実績
（令和5年2月1日～令和8年1月31日）

グループ保険＜生命保険部分＞	医療保障保険
約27.9%	約36.5%

すまいるサポート
約5.7%

グループ保険＜生命保険部分＞、すまいるサポート、医療保障保険は１年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた時は、配当金としてお返しします。

※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

※グループ保険＜生命保険部分＞、すまいるサポート、医療保障保険の配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※グループ保険＜損害保険部分＞・医療費支援プラス・総合医療サポート・重病初期サポート・生活あんしんサポートには配当金はありません。

次ページに続く

(参考)グループ保険　死亡・高度障害時、年金受取例示表

グループ保険(ボーナス併用払・月払コース)

単位：万円

コース名	死亡・高度障害保険金(年金原資)一時金受取	月額給付部分									
		16歳～40歳		41歳～45歳		46歳～50歳		51歳～55歳		56歳～65歳	
		25年間		20年間		15年間		10年間		5年間	
		平均年金月額	年金受取総額	平均年金月額	年金受取総額	平均年金月額	年金受取総額	平均年金月額	年金受取総額	平均年金月額	年金受取総額
		約	約	約	約	約	約	約	約	約	約
B	4,000	15.0	4,528	18.2	4,389	23.7	4,268	34.6	4,155	67.3	4,043
A1・A　C1・C	3,800	14.3	4,301	17.3	4,170	22.5	4,055	32.8	3,947	64.0	3,841
E1・E	3,300	12.4	3,735	15.0	3,621	19.5	3,521	28.5	3,428	55.5	3,335
D1・D	3,000	11.3	3,396	13.7	3,292	17.7	3,201	25.9	3,116	50.5	3,032
F1・F　H1・H	2,800	10.5	3,169	12.8	3,072	16.6	2,988	24.2	2,908	47.1	2,830
G1・G	2,300	8.6	2,603	10.5	2,524	13.6	2,454	19.9	2,389	38.7	2,325
I1・I	2,100	7.9	2,377	9.6	2,304	12.4	2,241	18.1	2,181	35.3	2,122
J1・J　K1・K	1,500	5.6	1,698	6.8	1,646	8.8	1,600	12.9	1,558	25.2	1,516
L1・L	1,200	4.5	1,358	5.4	1,316	7.1	1,280	10.3	1,246	20.2	1,213
M1・M	800	–	–	–	–	4.7	853	6.9	831	13.4	808
N1・N	500	–	–	–	–	–	–	4.3	519	8.4	505
O	250	–	–	–	–	–	–	–	–	4.2	252
P	150	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

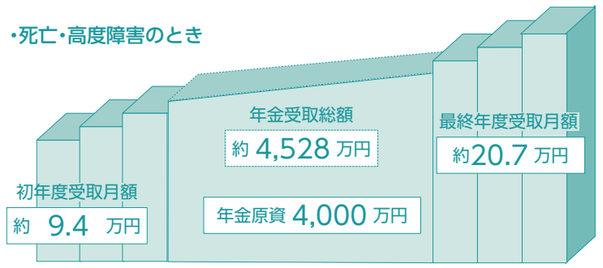
単位：万円

コース名	死亡・高度障害保険金(年金原資)一時金受取	ボーナス給付部分(年2回)								
		25年間	20年間		15年間		10年間		5年間	
			平均年金額	年金受取総額	平均年金額	年金受取総額	平均年金額	年金受取総額	平均年金額	年金受取総額
			約	約	約	約	約	約	約	約
A1　C1	200	–	–	–	–	–	–	–	20.2	202
E1	700		–	–	24.9	747	36.3	727	70.7	707
D1	1,000		27.4	1,097	35.5	1,067	51.9	1,038	101.0	1,010
F1　H1	1,000		27.4	1,097	35.5	1,067	51.9	1,038	101.0	1,010
G1	1,000		27.4	1,097	35.5	1,067	51.9	1,038	101.0	1,010
I1	1,000		27.4	1,097	35.5	1,067	51.9	1,038	101.0	1,010
J1　K1	1,000		27.4	1,097	35.5	1,067	51.9	1,038	101.0	1,010
L1	800		–	–	28.4	853	41.5	831	80.8	808
M1	500		–	–	–	–	25.9	519	50.5	505
N1	300		–	–	–	–	–	–	30.3	303

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
　実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※年金の受取期間は2年以上25年以内で選択できます。
※取扱いは、22ページの「年金の取り扱いについて」をご覧ください。

例えば　Bコースに加入の組合員A子さん(35歳女性)の場合・・・

・死亡・高度障害のとき



※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

☆ご加入者が万一(死亡)の場合には、公的遺族年金を補完し、残されたご家族に給与と同じように“安定的な生活費”として長期にわたり年金形式で支払われます。(生命保険部分)
☆死亡の場合のみでなく、ケガによる入院までカバー！
ケガによる5日以上の入院の場合
初日に遡って日額 15,000 円！(生命保険部分)

グループ保険Bコース

受取期間		25	年間
初年度月額	約	9.4	万円
(平均年金月額	約	15.0	万円)
最終年度月額	約	20.7	万円
受取総額	約	4,528	万円
一時金受取の場合(年金原資)		4,000	万円

5 グループ保険<生命保険部分>

万一の備え

意向確認 ご加入前のご確認

生命保険部分は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間　令和9年2月1日(月)～令和10年1月31日(月)

加入対象者　本人　配偶者　こども

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

月額給付＋ボーナス給付(年2回)コース

本人							
申込コース	一般の死亡・高度障害			不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	一時金受取額合計(月払分一時金＋半年払分一時金)(万円)	保障額内訳 月払分一時金【死亡・高度障害保険金】(年金原資)(万円)	保障額内訳 半年払分一時金【死亡・高度障害保険金】(年金原資)(万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡【災害保険金】(万円)	不慮の事故による高度障害【障害給付金(給付割合表第1級)】(万円)	不慮の事故による身体障害(程度により)【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】(万円)	不慮の事故による5日以上の入院(120日を限度として)【入院給付金】1日につき(円)
A1	4,000	3,800	200	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
C1	4,000	3,800	200	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
E1	4,000	3,300	700	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
D1	4,000	3,000	1,000	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
F1	3,800	2,800	1,000	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
H1	3,800	2,800	1,000	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
G1	3,300	2,300	1,000	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
I1	3,100	2,100	1,000	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
J1	2,500	1,500	1,000	750	750	525 ～ 75	11,250
K1	2,500	1,500	1,000	750	750	525 ～ 75	11,250
L1	2,000	1,200	800	600	600	420 ～ 60	9,000
M1	1,300	800	500	400	400	280 ～ 40	6,000
N1	800	500	300	250	250	175 ～ 25	3,750

月額給付コース

本人					
申込コース	一般の死亡・高度障害	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資)(万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡【災害保険金】(万円)	不慮の事故による高度障害【障害給付金(給付割合表第1級)】(万円)	不慮の事故による身体障害(程度により)【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】(万円)	不慮の事故による5日以上の入院(120日を限度として)【入院給付金】1日につき(円)
B	4,000	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
A	3,800	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
C	3,800	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
E	3,300	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
D	3,000	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
F	2,800	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
H	2,800	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
G	2,300	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
I	2,100	1,000	1,000	700 ～ 100	15,000
J	1,500	750	750	525 ～ 75	11,250
K	1,500	750	750	525 ～ 75	11,250
L	1,200	600	600	420 ～ 60	9,000
M	800	400	400	280 ～ 40	6,000
N	500	250	250	175 ～ 25	3,750
O	250	125	125	87 ～ 12	1,875
P	150	75	75	52 ～ 7	1,125

- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

年金払特約について

1. **年金の種類と型**
 - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただきます。(逓増型確定年金です。)
 - 基本年金額は、毎年、逓増いたします。(逓増率単利5%)
2. **配当金**
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. **年金受取人**
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. **年金のお支払い**
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5. **年金払の対象となる保険金**
 - 団体定期保険の主契約保険金・災害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合は取扱いできません。
 - こどもの保険金は除きます。

次ページに続く

配偶者					
申込 金額（万円）	一般の死亡・高度障害	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	【死亡・高度障害保険金】 （年金原資） （万円）	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 （万円）	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金（給付割合表第1級）】 （万円）	不慮の事故による 身体障害（程度により） 【障害給付金（給付割合表第2級～第6級）】 （万円）	不慮の事故による 5日以上の入院 （120日を限度として） 【入院給付金】 1日につき　（円）
800	800	400	400	280 ～ 40	6,000
600	600	300	300	210 ～ 30	4,500
300	300	150	150	105 ～ 15	2,250
250	250	125	125	87 ～ 12	1,875
150	150	75	75	52 ～ 7	1,125

こども					
申込 口数（口）	一般の死亡・高度障害	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	【死亡・高度障害保険金】 （万円）	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 （万円）	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金（給付割合表第1級）】 （万円）	不慮の事故による 身体障害（程度により） 【障害給付金（給付割合表第2級～第6級）】 （万円）	不慮の事故による 5日以上の入院 （120日を限度として） 【入院給付金】 1日につき　（円）
1	300	150	150	105 ～ 15	2,250

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

ご注意

●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。

●高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。

・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.54

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.56

次ページに続く

保険料

●保険料 （単位：円）

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

月額給付＋ボーナス給付（年2回）コース

本　人									
申込コース	性別	保険料（円）							
		年齢【保険年齢】（生年月日）							
		16～35歳（H3.8.2～H23.8.1）		36～40歳（S61.8.2～H3.8.1）		41～45歳（S56.8.2～S61.8.1）		46～50歳（S51.8.2～S56.8.1）	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
A1	男性	4,958	1,114	5,946	1,432	7,580	1,958	10,278	2,828
	女性	3,666	698	5,224	1,200	6,098	1,482	8,074	2,118
C1	男性	4,958	1,114	5,946	1,432	7,580	1,958	10,278	2,828
	女性	3,666	698	5,224	1,200	6,098	1,482	8,074	2,118
E1	男性	4,503	3,899	5,361	5,012	6,780	6,853	9,123	9,898
	女性	3,381	2,443	4,734	4,200	5,493	5,187	7,209	7,413
D1	男性	4,230	5,570	5,010	7,160	6,300	9,790	8,430	14,140
	女性	3,210	3,490	4,440	6,000	5,130	7,410	6,690	10,590
F1	男性	4,048	5,570	4,776	7,160	5,980	9,790	7,968	14,140
	女性	3,096	3,490	4,244	6,000	4,888	7,410	6,344	10,590
H1	男性	4,048	5,570	4,776	7,160	5,980	9,790	7,968	14,140
	女性	3,096	3,490	4,244	6,000	4,888	7,410	6,344	10,590
G1	男性	3,593	5,570	4,191	7,160	5,180	9,790	6,813	14,140
	女性	2,811	3,490	3,754	6,000	4,283	7,410	5,479	10,590
I1	男性	3,411	5,570	3,957	7,160	4,860	9,790	6,351	14,140
	女性	2,697	3,490	3,558	6,000	4,041	7,410	5,133	10,590
J1	男性	2,490	5,570	2,880	7,160	3,525	9,790	4,590	14,140
	女性	1,980	3,490	2,595	6,000	2,940	7,410	3,720	10,590
K1	男性	2,490	5,570	2,880	7,160	3,525	9,790	4,590	14,140
	女性	1,980	3,490	2,595	6,000	2,940	7,410	3,720	10,590
L1	男性	1,992	4,456	2,304	5,728	2,820	7,832	3,672	11,312
	女性	1,584	2,792	2,076	4,800	2,352	5,928	2,976	8,472
M1	男性	1,328	2,785	1,536	3,580	1,880	4,895	2,448	7,070
	女性	1,056	1,745	1,384	3,000	1,568	3,705	1,984	5,295
N1	男性	830	1,671	960	2,148	1,175	2,937	1,530	4,242
	女性	660	1,047	865	1,800	980	2,223	1,240	3,177

本　人					
保険料（円）					
年齢【保険年齢】（生年月日）					
51～55歳（S46.8.2～S51.8.1）		56～60歳（S41.8.2～S46.8.1）		61～65歳（S36.8.2～S41.8.1）	
月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
14,344	4,138	20,120	5,998	30,076	9,204
10,430	2,876	12,862	3,660	16,624	4,872
14,344	4,138	20,120	5,998	30,076	9,204
10,430	2,876	12,862	3,660	16,624	4,872
12,654	14,483	17,670	20,993	26,316	32,214
9,255	10,066	11,367	12,810	14,634	17,052
11,640	20,690	16,200	29,990	24,060	46,020
8,550	14,380	10,470	18,300	13,440	24,360
10,964	20,690	15,220	29,990	22,556	46,020
8,080	14,380	9,872	18,300	12,644	24,360
10,964	20,690	15,220	29,990	22,556	46,020
8,080	14,380	9,872	18,300	12,644	24,360
9,274	20,690	12,770	29,990	18,796	46,020
6,905	14,380	8,377	18,300	10,654	24,360
8,598	20,690	11,790	29,990	17,292	46,020
6,435	14,380	7,779	18,300	9,858	24,360
6,195	20,690	8,475	29,990	12,405	46,020
4,650	14,380	5,610	18,300	7,095	24,360
6,195	20,690	8,475	29,990	12,405	46,020
4,650	14,380	5,610	18,300	7,095	24,360
4,956	16,552	6,780	23,992	9,924	36,816
3,720	11,504	4,488	14,640	5,676	19,488
3,304	10,345	4,520	14,995	6,616	23,010
2,480	7,190	2,992	9,150	3,784	12,180
2,065	6,207	2,825	8,997	4,135	13,806
1,550	4,314	1,870	5,490	2,365	7,308

次ページに続く

月額給付コース

本　人

申込コース	性別	月払保険料(円) 年齢【保険年齢】(生年月日)						
		16～35歳 (H3.8.2～H23.8.1)	36～40歳 (S61.8.2～H3.8.1)	41～45歳 (S56.8.2～S61.8.1)	46～50歳 (S51.8.2～S56.8.1)	51～55歳 (S46.8.2～S51.8.1)	56～60歳 (S41.8.2～S46.8.1)	61～65歳 (S36.8.2～S41.8.1)
B	男性	5,140	6,180	7,900	10,740	15,020	21,100	31,580
	女性	3,780	5,420	6,340	8,420	10,900	13,460	17,420
A	男性	4,958	5,946	7,580	10,278	14,344	20,120	30,076
	女性	3,666	5,224	6,098	8,074	10,430	12,862	16,624
C	男性	4,958	5,946	7,580	10,278	14,344	20,120	30,076
	女性	3,666	5,224	6,098	8,074	10,430	12,862	16,624
E	男性	4,503	5,361	6,780	9,123	12,654	17,670	26,316
	女性	3,381	4,734	5,493	7,209	9,255	11,367	14,634
D	男性	4,230	5,010	6,300	8,430	11,640	16,200	24,060
	女性	3,210	4,440	5,130	6,690	8,550	10,470	13,440
F	男性	4,048	4,776	5,980	7,968	10,964	15,220	22,556
	女性	3,096	4,244	4,888	6,344	8,080	9,872	12,644
H	男性	4,048	4,776	5,980	7,968	10,964	15,220	22,556
	女性	3,096	4,244	4,888	6,344	8,080	9,872	12,644
G	男性	3,593	4,191	5,180	6,813	9,274	12,770	18,796
	女性	2,811	3,754	4,283	5,479	6,905	8,377	10,654
I	男性	3,411	3,957	4,860	6,351	8,598	11,790	17,292
	女性	2,697	3,558	4,041	5,133	6,435	7,779	9,858
J	男性	2,490	2,880	3,525	4,590	6,195	8,475	12,405
	女性	1,980	2,595	2,940	3,720	4,650	5,610	7,095
K	男性	2,490	2,880	3,525	4,590	6,195	8,475	12,405
	女性	1,980	2,595	2,940	3,720	4,650	5,610	7,095
L	男性	1,992	2,304	2,820	3,672	4,956	6,780	9,924
	女性	1,584	2,076	2,352	2,976	3,720	4,488	5,676
M	男性	1,328	1,536	1,880	2,448	3,304	4,520	6,616
	女性	1,056	1,384	1,568	1,984	2,480	2,992	3,784
N	男性	830	960	1,175	1,530	2,065	2,825	4,135
	女性	660	865	980	1,240	1,550	1,870	2,365
O	男性	416	481	588	766	1,033	1,413	2,068
	女性	331	433	491	621	776	936	1,183
P	男性	250	289	353	460	620	848	1,241
	女性	199	260	295	373	466	562	710

配偶者

申込金額(万円)	性別	月払保険料(円) 年齢【保険年齢】(生年月日)						
		18～35歳 (H3.8.2～H21.8.1)	36～40歳 (S61.8.2～H3.8.1)	41～45歳 (S56.8.2～S61.8.1)	46～50歳 (S51.8.2～S56.8.1)	51～55歳 (S46.8.2～S51.8.1)	56～60歳 (S41.8.2～S46.8.1)	61～65歳 (S36.8.2～S41.8.1)
800	男性	1,328	1,536	1,880	2,448	3,304	4,520	6,616
	女性	1,056	1,384	1,568	1,984	2,480	2,992	3,784
600	男性	996	1,152	1,410	1,836	2,478	3,390	4,962
	女性	792	1,038	1,176	1,488	1,860	2,244	2,838
300	男性	498	576	705	918	1,239	1,695	2,481
	女性	396	519	588	744	930	1,122	1,419
250	男性	416	481	588	766	1,033	1,413	2,068
	女性	331	433	491	621	776	936	1,183
150	男性	250	289	353	460	620	848	1,241
	女性	199	260	295	373	466	562	710

こども

申込口数(口)	月払保険料(円)	
1	435	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳(H16.8.2～R6.8.1)

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

6 グループ保険<損害保険部分>

ケガへの備え

保険期間　令和9年2月1日(月)～令和10年1月31日(月)

加入対象者　本人　配偶者　こども

保障内容等（契約概要部分）・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害（ケガ）を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

意向確認 ご加入前のご確認

損害保険部分は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本　人	配偶者	こども
		Xコース	Yコース	Zコース
傷害	傷害により、入院した場合（事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について）［入院保険金］	日額 2,900円	日額 2,900円	日額 2,900円
傷害	傷害により、所定の手術を受けた場合（ただし、1事故につき手術1回が限度）〈状況により〉［手術保険金］	1.45または 2.9万円	1.45または 2.9万円	1.45または 2.9万円
傷害	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合（事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度）［通院保険金］	日額 1,800円	日額 1,800円	日額 1,800円
月　額　保　険　料		570	570	570

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.56

7 すまいるサポート

就業不能への備え

保険期間　令和9年2月1日(月)～令和10年1月31日(月)
加入対象者　**本人**

保障内容等（契約概要部分）

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約】

保障内容		5万円コース	10万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき（毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回） ＜主契約＞　[就業不能給付金]	基準給付金月額 5万円	基準給付金月額 10万円
基本保障	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき（毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回） ＜特定精神障害給付特約＞　[特定精神障害給付金]		
基本保障	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき ＜初期支援給付特約＞　[初期支援給付金]	2.5万円	5万円

(注)第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。
(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)
就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

意向確認
ご加入前のご確認

すまいるサポートは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付イメージ

【例】　基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合



※不支給期間を超えて、各支払基準日まで、就業不能状態が継続している場合、就業不能給付金または特定精神障害給付金をお支払いします。

給付金のお支払いに関するご注意

ご注意

給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

●給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
●給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	18回

●給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.62

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.65

加入取扱いに関するご注意

ご注意

●就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
●特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

次ページに続く

保険料

●月額保険料 （単位：円）

＜基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約＞

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男　性		
基準給付金月額（申込コース）	5万円（5万円コース）	10万円（10万円コース）
年齢【保険年齢】（生年月日）	基本保障	基本保障
16～19歳（H19.8.2～H23.8.1）	593	1,185
20～24歳（H14.8.2～H19.8.1）	610	1,220
25～29歳（H9.8.2～H14.8.1）	605	1,210
30～34歳（H4.8.2～H9.8.1）	680	1,360
35～39歳（S62.8.2～H4.8.1）	740	1,480
40～44歳（S57.8.2～S62.8.1）	785	1,570
45～49歳（S52.8.2～S57.8.1）	930	1,860
50～54歳（S47.8.2～S52.8.1）	1,195	2,390
55～59歳（S42.8.2～S47.8.1）	1,663	3,325
60～64歳（S37.8.2～S42.8.1）	2,485	4,970
65歳（S36.8.2～S37.8.1）	3,100	6,200

女　性		
基準給付金月額（申込コース）	5万円（5万円コース）	10万円（10万円コース）
年齢【保険年齢】（生年月日）	基本保障	基本保障
16～19歳（H19.8.2～H23.8.1）	693	1,385
20～24歳（H14.8.2～H19.8.1）	648	1,295
25～29歳（H9.8.2～H14.8.1）	773	1,545
30～34歳（H4.8.2～H9.8.1）	873	1,745
35～39歳（S62.8.2～H4.8.1）	885	1,770
40～44歳（S57.8.2～S62.8.1）	983	1,965
45～49歳（S52.8.2～S57.8.1）	1,160	2,320
50～54歳（S47.8.2～S52.8.1）	1,285	2,570
55～59歳（S42.8.2～S47.8.1）	1,483	2,965
60～64歳（S37.8.2～S42.8.1）	2,048	4,095
65歳（S36.8.2～S37.8.1）	2,258	4,515

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

8 医療保障保険

病気・ケガへの備え

保険期間　令和9年2月1日(月)～令和10年1月31日(月)

加入対象者　本人　配偶者　こども

保障内容等（契約概要部分）

- 病気・ケガで継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本　人		本　人・配偶者・こども	
	10口 10,000円	8口 8,000円	5口 5,000円	3口 3,000円
病気やケガで、継続して5日以上入院したとき [入院給付金]	日額10,000円 ×（入院日数－４日）	日額8,000円 ×（入院日数－４日）	日額5,000円 ×（入院日数－４日）	日額3,000円 ×（入院日数－４日）
死亡したとき [死亡保険金]	年齢により異なります。保険料表をご確認ください。			

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

死亡保険金：被保険者が指定した方（ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。）

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.57

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.58

意向確認 ご加入前のご確認

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

●月額保険料（単位：円）

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 保険料 下段 死亡保険金	本　人			
		10口 10,000円	8口 8,000円	5口 5,000円	3口 3,000円
16～19歳 (H19.8.2～H23.8.1)	保険料	1,800	1,500	1,000	700
	死亡保険金	620,700	703,400	655,200	737,900
20～24歳 (H14.8.2～H19.8.1)	保険料	2,300	1,900	1,300	800
	死亡保険金	642,900	728,600	857,100	585,700
25～29歳 (H9.8.2～H14.8.1)	保険料	2,700	2,200	1,400	900
	死亡保険金	857,100	828,600	607,100	578,600
30～34歳 (H4.8.2～H9.8.1)	保険料	2,800	2,300	1,500	1,000
	死亡保険金	678,600	757,100	696,400	775,000
35～39歳 (S62.8.2～H4.8.1)	保険料	2,800	2,300	1,500	1,000
	死亡保険金	566,700	653,300	616,700	703,300
40～44歳 (S57.8.2～S62.8.1)	保険料	3,200	2,600	1,700	1,100
	死亡保険金	750,000	711,100	652,800	613,900
45～49歳 (S52.8.2～S57.8.1)	保険料	3,700	3,000	2,000	1,300
	死亡保険金	727,300	672,700	704,500	650,000
50～54歳 (S47.8.2～S52.8.1)	保険料	4,700	3,800	2,500	1,600
	死亡保険金	620,700	565,500	569,000	513,800
55～59歳 (S42.8.2～S47.8.1)	保険料	6,100	5,000	3,300	2,200
	死亡保険金	574,700	597,700	574,700	597,700
60～64歳 (S37.8.2～S42.8.1)	保険料	8,400	6,900	4,600	3,000
	死亡保険金	552,200	576,100	574,600	523,900
65～69歳 (S32.8.2～S37.8.1)	保険料	12,200	10,000	6,700	4,400
	死亡保険金	526,300	535,900	550,200	512,000

次ページに続く

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 保険料 下段 死亡保険金	配偶者	
		5口 5,000円	3口 3,000円
18～19歳 (H19.8.2～H21.8.1)	保険料	900	600
	死亡保険金	310,300	393,100
20～24歳 (H14.8.2～H19.8.1)	保険料	1,100	700
	死亡保険金	142,900	228,600
25～29歳 (H9.8.2～H14.8.1)	保険料	1,300	800
	死亡保険金	250,000	221,400
30～34歳 (H4.8.2～H9.8.1)	保険料	1,400	900
	死亡保険金	339,300	417,900
35～39歳 (S62.8.2～H4.8.1)	保険料	1,400	900
	死亡保険金	283,300	370,000
40～44歳 (S57.8.2～S62.8.1)	保険料	1,600	1,000
	死亡保険金	375,000	336,100
45～49歳 (S52.8.2～S57.8.1)	保険料	1,800	1,100
	死亡保険金	250,000	195,500
50～54歳 (S47.8.2～S52.8.1)	保険料	2,300	1,400
	死亡保険金	224,100	169,000
55～59歳 (S42.8.2～S47.8.1)	保険料	2,900	1,800
	死亡保険金	114,900	137,900
60～64歳 (S37.8.2～S42.8.1)	保険料	4,000	2,500
	死亡保険金	126,900	150,700
65～69歳 (S32.8.2～S37.8.1)	保険料	5,800	3,600
	死亡保険金	119,600	129,200

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	上段 保険料 下段 死亡保険金	こども	
		5口 5,000円	3口 3,000円
3～22歳 (H16.8.2～R6.8.1)	保険料	900	600
	死亡保険金	272,700	436,400

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。
- 申込口数は、本人10口、8口、5口、3口、配偶者、こどもは5口、3口のみ取扱います。

9 医療費支援プラス

病気・ケガへの備え

保険期間　令和9年2月1日(月)～令和10年1月31日(月)
加入対象者　本人　配偶者　こども

意向確認 ご加入前のご確認

医療費支援プラスは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保障内容等（契約概要部分）

- **病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。**
- **先進医療による療養を受けた場合、先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。**
 対象となる先進医療については、P63～64の給付金に関するご注意をご確認ください。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】
・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本　人・配偶者	本　人・配偶者・こども
		5万円	2.5万円
基本保障	病気・ケガで入院したとき（1日以上の入院で１回目、31日目で２回目、以降30日ごとに１回）＜治療支援給付特約＞［入院支援給付金］	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき（診療報酬点数合計2,000点以上）＜治療支援給付特約＞［外来手術給付金］	手術１回につき 支援給付金額 5万円	手術１回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障	「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき ＜治療支援給付特約＞［外来放射線治療給付金］	放射線治療１回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療１回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障	先進医療による療養を受けたとき（入院を伴わない場合も対象）＜先進医療給付特約＞［先進医療給付金］	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

●給付金の受取人は次の通りです。
各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.59

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.61

加入取扱いに関するご注意

ご注意

●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。

保険料

●月額保険料（単位：円）

＜基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約＞

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

＜支援給付金額5万円・2.5万円＞

年齢【保険年齢】（生年月日）	本　人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
16～19歳（H19.8.2～H23.8.1）	585	330	440	258
20～24歳（H14.8.2～H19.8.1）	495	285	600	338
25～29歳（H9.8.2～H14.8.1）	500	288	850	463
30～34歳（H4.8.2～H9.8.1）	525	300	990	533
35～39歳（S62.8.2～H4.8.1）	635	355	990	533
40～44歳（S57.8.2～S62.8.1）	770	423	950	513
45～49歳（S52.8.2～S57.8.1）	995	535	1,025	550
50～54歳（S47.8.2～S52.8.1）	1,275	675	1,145	610
55～59歳（S42.8.2～S47.8.1）	1,720	898	1,330	703
60～64歳（S37.8.2～S42.8.1）	2,370	1,223	1,640	858
65～69歳（S32.8.2～S37.8.1）	2,790	1,433	2,060	1,068

年齢【保険年齢】（生年月日）	こども
	基本保障
	2.5万円
3～22歳（H16.8.2～R6.8.1）	380

10 総合医療サポート

重い病気への備え

保険期間　令和9年2月1日(月)～令和10年1月31日(月)
加入対象者　本人　配偶者

保障内容等（契約概要部分）

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病（がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中）による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

【保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円】

保障内容	本　人・配偶者	
	5口 5,000円	3口 3,000円
三大疾病で継続して2日以上入院のとき ［疾病入院・三大疾病入院給付金］	日額10,000円 ×入院日数	日額6,000円 ×入院日数
三大疾病以外の病気で 継続して2日以上入院のとき ［疾病入院給付金］	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき ［災害入院給付金］	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
災害や病気で 所定の集中治療室管理を受けられたとき ［集中治療給付金］	日額5,000円 ×集中治療室管理日数	日額3,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき ［手術給付金］	手術の種類に応じて 2.5・5・10・20 万円	手術の種類に応じて 1.5・3・6・12 万円
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院のとき ［手術後療養給付金］	1回の手術につき 5万円	1回の手術につき 3万円
死亡・高度障害のとき ［死亡・高度障害保険金］	50万円	30万円

入院については、参照ページの「【入院について】」の項目をご覧ください。 P.58

意向確認
ご加入前のご確認

総合医療サポートは、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

●疾病または三大疾病の発生（発病）には、疾病または三大疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
●保険金・給付金の受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金および各給付金：被保険者

・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.65

約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.71

保険料

●月額保険料（単位：円）

＜保険期間1年、集団扱月払＞
＜保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円＞

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢【保険年齢】（生年月日）	本　人・配偶者			
	男性		女性	
	5口 5,000円	3口 3,000円	5口 5,000円	3口 3,000円
16～20歳 （H18.8.2～H23.8.1）	1,435	861	1,425	855
21～25歳 （H13.8.2～H18.8.1）	1,565	939	1,545	927
26～30歳 （H8.8.2～H13.8.1）	1,715	1,029	1,700	1,020
31～35歳 （H3.8.2～H8.8.1）	1,825	1,095	1,815	1,089
36～40歳 （S61.8.2～H3.8.1）	2,020	1,212	2,010	1,206
41～45歳 （S56.8.2～S61.8.1）	2,350	1,410	2,330	1,398
46～50歳 （S51.8.2～S56.8.1）	3,060	1,836	3,025	1,815
51～55歳 （S46.8.2～S51.8.1）	3,685	2,211	3,615	2,169
56～60歳 （S41.8.2～S46.8.1）	4,870	2,922	4,745	2,847
61～65歳 （S36.8.2～S41.8.1）	6,750	4,050	6,520	3,912

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

11 重病初期サポート

重い病気への備え

意向確認 ご加入前のご確認

重病初期サポートは、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間　令和9年2月1日(月)～令和10年1月31日(月)

加入対象者　**本人**　**配偶者**

保障内容等（契約概要部分）

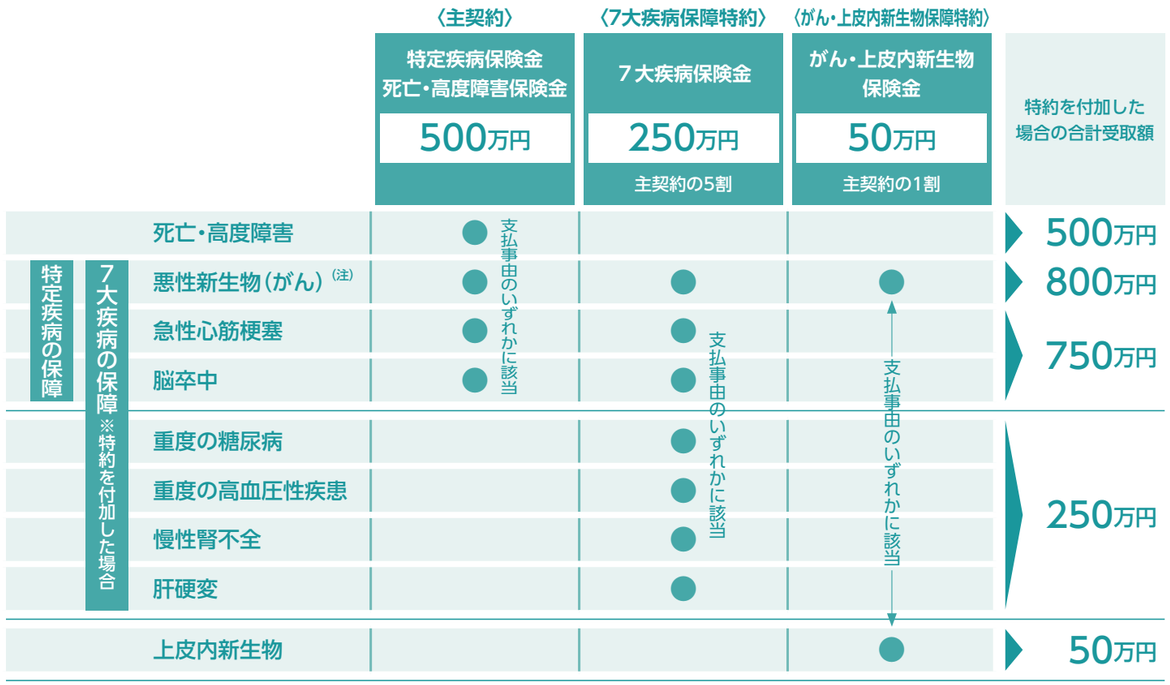
- **死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。**
- **7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。**

※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本　人・配偶者 5口	4口	3口	2口
主契約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき ［特定疾病保険金］（※1）	500万円	400万円	300万円	200万円
	●死亡・所定の高度障害状態のとき ［死亡・高度障害保険金］（※1）				
7大疾病保障特約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき ［7大疾病保険金］（※2）	250万円	200万円	150万円	100万円
がん・上皮内新生物保障特約	●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき ［がん・上皮内新生物保険金］（※2）	50万円	40万円	30万円	20万円

ご注意
（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ ＜お申込金額500万円の場合＞



（注）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

●保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

ご注意
●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

次ページに続く

保険金のお支払いに関するご注意

ご注意

被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
特定疾病保険金	●悪性新生物（がん）	加入日前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物（乳がん）」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	• 上皮内新生物※4 • 悪性黒色腫を除く皮膚がん • 脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	• 狭心症 • 解離性大動脈瘤 • 心筋症
	●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	• 一過性脳虚血 • 外傷性くも膜下出血 • 末破裂脳動脈瘤
7大疾病保険金※13※14	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、糖尿病を発病※5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法※8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、高血圧性疾患を発病※5し、その疾病により高血圧性網膜症※9であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法※10を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断されたとき※11	
がん・上皮内新生物保険金		加入日前を含めてはじめて※12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌（乳がん）」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき	

※1　お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）普通保険約款「付表１　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり　約款」をご覧ください。
※2　ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
※3　診断確定は、病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
※4　「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合（UICC）のTNM分類が「Ta」（膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん）、「Tis」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払対象外です。
※5　疾病の「発病」（「発生」）および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
※6　「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
※7　急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
※8　「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
※9　キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見（詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約（特定疾病定期Ⅱ用）付表3をご覧ください。）を示す状態。
※10　「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
※11　病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
※12　ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
※13　7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
※14　7大疾病保険金のお支払いはいずれかの疾病について1回のみです。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。P.53

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.71

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.67

＜保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項＞
- 所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
- 税務上の取扱いについては本パンフレット作成時点の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

次ページに続く

保険料

●月額保険料 （単位：円） ＜保険期間１年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・400万円・300万円・200万円＞

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性

年齢【保険年齢】(生年月日)	本　人・配偶者											
	5口			4口			3口			2口		
	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円
16～20歳 (H18.8.2～H23.8.1)	790	325	65	632	260	52	474	195	39	316	130	26
21～25歳 (H13.8.2～H18.8.1)	1,045	350	65	836	280	52	627	210	39	418	140	26
26～30歳 (H8.8.2～H13.8.1)	1,070	400	70	856	320	56	642	240	42	428	160	28
31～35歳 (H3.8.2～H8.8.1)	1,315	525	80	1,052	420	64	789	315	48	526	210	32
36～40歳 (S61.8.2～H3.8.1)	1,770	675	100	1,416	540	80	1,062	405	60	708	270	40
41～45歳 (S56.8.2～S61.8.1)	2,440	975	150	1,952	780	120	1,464	585	90	976	390	60
46～50歳 (S51.8.2～S56.8.1)	4,055	1,700	235	3,244	1,360	188	2,433	1,020	141	1,622	680	94
51～55歳 (S46.8.2～S51.8.1)	6,710	2,700	360	5,368	2,160	288	4,026	1,620	216	2,684	1,080	144
56～60歳 (S41.8.2～S46.8.1)	10,490	4,600	620	8,392	3,680	496	6,294	2,760	372	4,196	1,840	248
61～65歳 (S36.8.2～S41.8.1)	16,335	7,325	1,135	13,068	5,860	908	9,801	4,395	681	6,534	2,930	454

女性

年齢【保険年齢】(生年月日)	本　人・配偶者											
	5口			4口			3口			2口		
	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円
16～20歳 (H18.8.2～H23.8.1)	665	325	75	532	260	60	399	195	45	266	130	30
21～25歳 (H13.8.2～H18.8.1)	790	375	125	632	300	100	474	225	75	316	150	50
26～30歳 (H8.8.2～H13.8.1)	995	500	160	796	400	128	597	300	96	398	200	64
31～35歳 (H3.8.2～H8.8.1)	1,405	725	225	1,124	580	180	843	435	135	562	290	90
36～40歳 (S61.8.2～H3.8.1)	2,050	1,100	305	1,640	880	244	1,230	660	183	820	440	122
41～45歳 (S56.8.2～S61.8.1)	2,980	1,825	400	2,384	1,460	320	1,788	1,095	240	1,192	730	160
46～50歳 (S51.8.2～S56.8.1)	3,750	2,375	500	3,000	1,900	400	2,250	1,425	300	1,500	950	200
51～55歳 (S46.8.2～S51.8.1)	4,895	3,025	515	3,916	2,420	412	2,937	1,815	309	1,958	1,210	206
56～60歳 (S41.8.2～S46.8.1)	6,025	4,025	595	4,820	3,220	476	3,615	2,415	357	2,410	1,610	238
61～65歳 (S36.8.2～S41.8.1)	8,540	4,775	805	6,832	3,820	644	5,124	2,865	483	3,416	1,910	322

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
　加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
　更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

お申込の際には、P69～70の「リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について」をよく読んで申込書に記入してください。

次ページに続く

■保険金を分割で受け取れるようになりました！

「5口」500万円コース（一時金100万円・年金原資400万円）

例：5年で受取る場合　※全額一時金での受取も可能です。



「3口」300万円コース（一時金100万円・年金原資200万円）

例：4年で受取る場合　※全額一時金での受取も可能です。



年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

＜年金の取り扱いについて＞

1.年金の種類と型
- 年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。（定額型確定年金です）

2.配当金
- 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

3.年金受取人
- 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

4.年金のお支払い
- 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
- 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
- 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。

5.年金払の対象となる保険金
- 無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
- ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

12 生活あんしんサポート

長期休職への備え

保険期間　令和9年2月1日(月)～令和10年1月31日(月)

加入対象者　**本人**

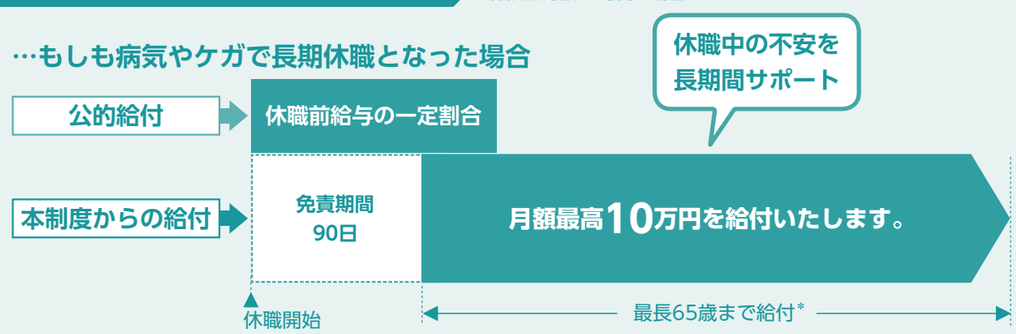
保障内容等（契約概要部分）・保険料

- **病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。(注)**
 (注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- **就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。**
- **入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。**

給付のしくみ

保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合



＊55～64歳の方は3年が限度です。
＊所定の精神障害による就業障害の場合、54歳までの方は5年、55～64歳の方は3年が限度です。

意向確認 ご加入前のご確認

生活あんしんサポートは、傷害または疾病（あわせて以下「身体障害」といいます。）により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

●月額保険料 （単位：円）

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢【満年齢】(生年月日)	免責期間	補償対象期間	男性 保険金月額5万円 1コース	男性 保険金月額10万円 2コース	男性 保険金月額15万円 3コース	男性 保険金月額20万円 4コース	女性 保険金月額5万円 1コース	女性 保険金月額10万円 2コース	女性 保険金月額15万円 3コース	女性 保険金月額20万円 4コース
15～24歳 (H14.2.2～H23.8.1)	90日	65歳	509	1,018	1,528	2,037	328	656	985	1,313
25～29歳 (H9.2.2～H14.2.1)			528	1,056	1,584	2,113	427	853	1,280	1,707
30～34歳 (H4.2.2～H9.2.1)			582	1,165	1,747	2,330	578	1,155	1,733	2,311
35～39歳 (S62.2.2～H4.2.1)			745	1,489	2,234	2,978	884	1,768	2,651	3,535
40～44歳 (S57.2.2～S62.2.1)			1,095	2,190	3,284	4,379	1,423	2,846	4,269	5,692
45～49歳 (S52.2.2～S57.2.1)			1,622	3,245	4,867	6,489	2,080	4,160	6,240	8,320
50～54歳 (S47.2.2～S52.2.1)			2,239	4,478	6,717	8,956	2,671	5,342	8,014	10,685
55～59歳 (S42.2.2～S47.2.1)		3年	1,431	2,863	4,294	5,726	1,493	2,985	4,478	5,970
60～64歳 (S37.2.2～S42.2.1)			2,577	5,154	7,731	10,308	2,397	4,793	7,190	9,587

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
　加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.67

13 ご注意いただきたいこと

ご注意　ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について …… 53
保険金・給付金をお支払いできない場合について …… 54
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について …… 54
　グループ保険<生命保険部分> …… 54
　グループ保険<損害保険部分> …… 56
　医療保障保険 …… 57
　医療費支援プラス …… 58
　すまいるサポート …… 62
　総合医療サポート …… 65
　重病初期サポート …… 67
　生活あんしんサポート …… 67
　その他 …… 69

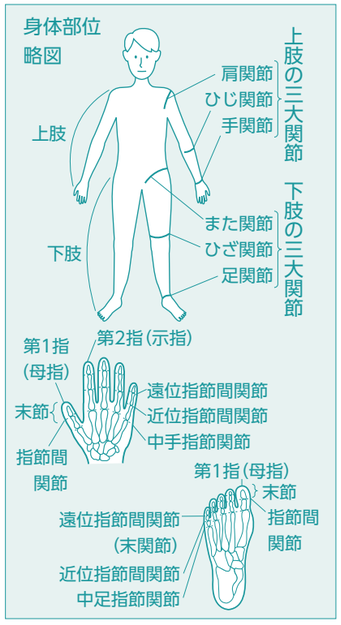
高度障害状態について　高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

グループ保険<生命保険部分>・総合医療サポート・重病初期サポート

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの※
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1．眼の障害(視力障害)
⑴視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
⑵「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
⑶視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2．言語またはそしゃくの障害
⑴「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
⑵「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3．上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

グループ保険<生命保険部分>・グループ保険<損害保険部分>・医療保障保険・医療費支援プラス・すまいるサポート・総合医療サポート・重病初期サポート・生活あんしんサポート

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)
●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由※に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(㊟生命保険商品のみ)
●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
＊告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(㊟生命保険商品のみ)
●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(㊟生活あんしんサポートを除く)、●その他上記と同等の事由があったとき
「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

グループ保険<生命保険部分>

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
災害保険金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日以後に発病した特定感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額
障害給付金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当した場合	障害給付金額 (身体障害の程度に応じて、災害保険金額の100%～10%)
入院給付金	この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に入院を開始した場合 (災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。)	入院給付金日額×入院日数 (同一の不慮の事故による保険期間中の入院日数が5日以上となった入院であること)

【災害保険金】(災害保障特約について)
給付割合表

等級	身体障害の程度	給付割合
第1級	高度障害条項(7項目)と同じ	100%
第2級	8．1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9．10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10．1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11．両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%

次ページに続く

第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

身体障害の程度とは

※高度障害状態の身体障害の程度については「高度障害状態について」をご覧ください。

1．日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

2．眼の障害(視力障害)

「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

3．言語またはそしゃくの障害

⑴「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。

⑵「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

4．耳の障害(聴力障害)

⑴聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。

⑵「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、¼(a+2b+c)の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

⑶「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記⑵の¼(a+2b+c)の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5．鼻の障害

⑴「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

⑵「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6．上・下肢の障害

⑴「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

⑵「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

7．脊柱の障害

⑴「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

⑶「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

8．手指の障害

⑴手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9．足指の障害

⑴「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

⑵「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害保険金 障害給付金 入院給付金	●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

グループ保険＜損害保険部分＞

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ＊ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで

●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。

・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。

次ページに続く

・ご病気や徐々に悪化する症状、急に痛くなった場合でも慢性疾患や変形性疾患の症状は「傷害」に該当しません。【腱鞘炎・変形性膝関節症・狭窄症など】
・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。

●保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害を原因とする場合に限ります。
●入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
●対象となる治療は（医師法上の）医師が必要であると認め、医師が行なう治療です（当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます）。
●医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
●ご請求いただく場合は、お客さまご自身で傷病名やその原因をご申告いただく必要があります。正確な内容をご記入いただくためにも、医療機関を受診された際は、初診時に主治医へ傷病名や原因をご確認のうえ、適切な治療をお受けいただきますようお願いいたします。
●被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限ります。
①長管骨（注3）または脊柱
②長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4）
③肋（ろっ）骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
④顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
（注1）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、ＰＴＢキャスト、ＰＴＢブレース（下腿（たい）骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。
（注2）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。
（注3）上肢の上腕骨、橈（とう）骨および尺骨ならびに下肢の大腿（たい）骨、脛（けい）骨および腓（ひ）骨をいいます。
（注4）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
●所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
●保険金受取人は被保険者本人です。
●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合㈱ ●頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害　など

㈱告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療保障保険

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき	入院給付金日額×（入院日数－4日）をお支払いします。 ※1回の入院につき、120日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
●加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
㈱被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
●傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含む）による治療（柔道整復師による施術を含む）が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
㈱治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
●「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）または、同等の日本国外にある医療施設
㈱・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存（モルヒネ、コカイン中毒等）等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】
●入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】
●入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】
●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】
●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

医療費支援プラス

■給付金のお支払いについて

●各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

次ページに続く

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上の入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

●加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金について】

●「入院」とは、「別表1　入院」に定められたものとします。

●入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。

●被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。

●入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。

●傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。

●美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

●「別表3　公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1　入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。

●外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。

●診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。

●診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。

●手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。

●「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。

●「別表2　対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。

●美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

●「別表3　公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1　入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。

●外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。

●診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。

●診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

●先進医療とは、「別表4　先進医療」に定められたものとします。

●「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
- 「別表3　公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
- 先進医療以外の評価療養のための費用
- 選定療養のための費用
- 食事療養のための費用
- 生活療養のための費用

●治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
1．厚生労働大臣が認める「医療技術」
2．その医療技術ごとの「適応症」
3．所定の基準を満たす「医療機関」での治療
上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

●先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。

●医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1　入院

1．入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2．「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2　対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1．対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
(1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

次ページに続く

表1　対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分 類 項 目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00－D09
性状不詳または不明の新生物❶	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害❷	D50－D89

備考

❶たとえば、真正赤血球増加症＜多血症＞（D45）、骨髄異形成症候群（D46）、慢性骨髄増殖性疾患（D47.1）、本態性（出血性）血小板血症（D47.3）です。

❷たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症（D76.0）です。

表2　対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（2）平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頚部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成

（注）国際対がん連合（ＵＩＣＣ）の「ＴNM分類」が「Ｔ０」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

■別表3　公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1．健康保険法
2．国民健康保険法
3．国家公務員共済組合法
4．地方公務員等共済組合法
5．私立学校教職員共済法
6．船員保険法
7．高齢者の医療の確保に関する法律

■別表4　先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度（別表3）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度（別表3）の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

すまいるサポート

■給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	＜第１回＞ 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間（注１）を超えて継続したとき ＜第２回以降＞ 被保険者の保険期間満了時までに到来する第２回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに１回、最大18回
特定精神障害給付金	＜第１回＞ 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間（注１）を超えて継続したとき ＜第２回以降＞ 被保険者の保険期間満了時までに到来する第２回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに１回、最大18回
初期支援給付金	傷害または発病した疾病により、保険期間満了時までに第１回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態に該当したとき 特定精神障害により、保険期間満了時までに第１回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき	基準給付金月額の２分の１をお支払いします。

（注１）「不支給期間」とは

「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

●「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院（注２）もしくは診療所（注２）への治療を目的とした入院（注３）（注４）または医師の指示による自宅療養（注５）をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。

●「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

①その被保険者についての加入日（増額日）以後の就業不能状態であること
②その被保険者についての加入日（増額日）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
③その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「支払基準日」とは、以下と定義します。

①第１回支払基準日
第１回の就業不能給付金の支払事由に該当した日（第１回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。）
②第２回以降の支払基準日
第１回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第１回支払基準日の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）

（注２）病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
⑴医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
⑵上記⑴の場合と同等の日本国外にある医療施設

（注３）入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（注４）治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

（注５）自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

●「特定精神障害」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

次ページに続く

対象となる特定精神障害の分類コード

分 類 項 目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00－F09（ただし、F00、F01、F02およびF03を除く）
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20－F29
気分［感情］障害	F30－F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40－F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50－F59（ただし、F52、F54およびF55を除く）
成人の人格及び行動の障害	F60－F69
心理的発達の障害	F80－F89（ただし、F80、F81、F82およびF83を除く）
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90－F98（ただし、F93、F94およびF98を除く）

●「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
①その被保険者についてのこの特約の加入日（増額日）以後の就業不能状態であること
②その被保険者についてのこの特約の加入日（増額日）以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「特定支払基準日」とは、以下と定義します。
①第１回特定支払基準日
第１回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日（第１回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。）
②第２回以降の特定支払基準日
第１回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第１回特定支払基準日の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）

【初期支援給付金について】

●初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。
・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき
①その被保険者のこの特約の加入日（増額日）以後の所定の就業不能状態であること
②その被保険者のこの特約の加入日（増額日）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること
③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した所定の就業不能状態であること
④その被保険者について第１回の就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること
・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき
①その被保険者のこの特約の加入日（増額日）以後の特定就業不能状態であること
②その被保険者のこの特約の加入日（増額日）以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること
③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した特定就業不能状態であること
④その被保険者について第１回の特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

＜給付金のお支払いに関するご注意＞

●被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態（以下「先発就業不能状態」といいます。）に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態（以下「後発就業不能状態」といいます。）に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて１つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第２回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします（先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。）。
①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき
②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき
③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき

※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。

●就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。

●特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。

●就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき（特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。）には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。

●保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約（または特約）が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。
①この保険契約（または特約）の保険期間が満了し、保険契約（または特約）が更新されないとき
②この保険契約（または特約）が解約されたとき
③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害（注１） ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存（注２） ⑨その被保険者の妊娠、出産（注３） ⑩頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。） ⑪地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ⑫戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
特定精神障害給付金（注４）	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ⑤戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
初期支援給付金	第１回就業不能給付金または第１回特定精神障害給付金をお支払いできない場合

（注１）精神障害
「精神障害」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。（＊１）

分 類 項 目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00－F09（ただし、F00、F01、F02およびF03を除く）
精神作用物質使用による精神及び行動の障害（＊２）	F10－F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20－F29
気分［感情］障害	F30－F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40－F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50－F59（F54を除く）
成人の人格及び行動の障害	F60－F69
知的障害＜精神遅滞＞	F70－F79
心理的発達の障害	F80－F89
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90－F98
詳細不明の精神障害	F99

（＊１）分類コードF00（アルツハイマー病の認知症）、F01（血管性認知症）、F02（他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症）、F03（詳細不明の認知症）およびF54（他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因）に規定される内容は、免責事由に該当しません。
（＊２）薬物依存に該当するものを除きます。

（注２）薬物依存
「薬物依存」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

（注３）妊娠、出産
「妊娠、出産」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

次ページに続く

（注４）下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分 類 項 目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全，器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

総合医療サポート

■保険金・給付金のお支払いについて

●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。

●入院給付金（三大疾病・疾病・災害入院給付金）、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、保険金・給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※同一事故による入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。
疾病入院給付金	疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
三大疾病入院給付金	三大疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※お支払日数には限度がありません。
集中治療給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×（対象となる手術の種類に対する給付倍率）をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

●災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。

●次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。

①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院

②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院

③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院

●【入院について】【転入院または再入院された場合】【2回以上入院された場合】については、医療保障保険の記載を参照ください。

【入院中に保険期間が満了した場合】

●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了（高度障害で保険期間が満了した場合を含む）し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

●「不慮の事故」「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり　約款」をご参照ください。

＜ご注意＞

【三大疾病の治療を目的とした入院について】

●三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限（1入院365日、通算1,095日）はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物（がん・上皮内がん）	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症＜多血症＞、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

●対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。

●「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。（総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。）

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき（ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。） ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
災害入院給付金 疾病入院給付金 集中治療給付金 手術給付金 手術後療養給付金	●被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき（ただし、災害入院給付金を除きます。） ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為によるとき ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ●戦争その他変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないとき（ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。）

次ページに続く

重病初期サポート

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

●過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
●告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

生活あんしんサポート

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき㈱

(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(91日目)	満65歳に達した日※
満55歳以上の方		3年を限度※

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、54歳までの方は5年、55～64歳の方は3年が限度です。
●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1．身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
　㈠その身体障害の治療のため、入院していること
　㈡㈠以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
　㈢㈠㈡以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
2．免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得㈱額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

㈱所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1-\frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

＊初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
　①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
　②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

＊他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

●保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
●保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません㈱。
　ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
　㈱したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
●退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
●保険金のご請求には就業障害の確認のため、診断書と休業期間を証明する書類のご提出が必要となります。
●保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
●医師の指示がなく、本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。
●片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業障害状態と言えないときは、保険金をお支払いできないことがあります。
●保険金受取人は被保険者本人になります。
●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
　・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
　・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
　・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
　・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
●次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して満54歳までの方は60カ月、満55歳以上の方は3年を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
　F00～F09、F20～F99
　例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

次ページに続く

その他

補償の重複について

生活あんしんサポート

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病初期サポート

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療費支援プラス・すまいるサポート

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情㊟があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
㊟「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の１～５のうちのいずれかの方となります。
１．被保険者の戸籍上の配偶者　　２．被保険者の直系血族　　３．被保険者の兄弟姉妹　　４．被保険者の３親等内の親族
５．次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。
ア．上記１～４以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
イ．被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人を除く）
●お支払いした給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
＊給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
＊給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

総合医療サポート・重病初期サポート

●代理請求特約［Ｙ］の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情㊟がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
㊟「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の１～５のうちのいずれかの方となります。
１．被保険者の戸籍上の配偶者　　２．被保険者の直系血族　　３．被保険者の兄弟姉妹　　４．被保険者の３親等内の親族
５．次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
ア．上記１～４以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
イ．被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）

＊保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
＊保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約［Ｙ］を付加することはできません。
●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約［Ｙ］の詳細は「ご契約のしおり　約款」に記載されています。必ずご確認ください。
●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

グループ保険＜損害保険部分＞・生活あんしんサポート

ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

グループ保険＜生命保険部分＞・医療保障保険・医療費支援プラス・すまいるサポート・総合医療サポート・重病初期サポート

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

グループ保険＜損害保険部分＞・生活あんしんサポート

事故が発生したときは、事故の発生の日㊟からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。
正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
㊟下線部分について
【生活あんしんサポート】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」
となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員（構成員）」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者（被保険者）や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

生活あんしんサポート

告知の大切さについて、ご確認ください。
●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。
●ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて１年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から１年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて１年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
●ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

次ページに続く

●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
●新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120－661－320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

約款規定について

総合医療サポート・重病初期サポート

約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

グループ保険＜損害保険部分＞・生活あんしんサポート

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/）に掲載しています。

保険契約の解除について

グループ保険＜損害保険部分＞・生活あんしんサポート

【重大事由による解除について】
保険金を取得する目的で事故や就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】
被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

グループ保険＜生命保険部分＞・医療保障保険・医療費支援プラス・すまいるサポート・総合医療サポート・重病初期サポート

【ご照会・ご相談窓口】
●加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス「https://www.seiho.or.jp/」）
●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

グループ保険＜損害保険部分＞・生活あんしんサポート

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】
制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社　お客さま相談室
0120－255－400（フリーダイヤル（無料））
受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

【一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター】＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）＞
引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター
03－4332－5241（全国共通）
受付時間：午前9時15分～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。

【グループ保険＜損害保険部分＞】
●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100％、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80％まで補償されます。

【生活あんしんサポート】
●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90％まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について　～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障保険・医療費支援プラス

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社［明治安田生命保険相互会社］が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。
上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。
【登録事項】　⑴被保険者の氏名、生年月日および性別　⑵保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））
⑶治療給付率　⑷入院給付金日額または基準給付金額
⑸保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、契約者名
⑹保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、契約者の住所（市・区・郡までとします。）　⑺契約日
※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

グループ保険＜損害保険部分＞・生活あんしんサポート

群馬県学校生活協同組合　　電話番号：0120-39-5318
明治安田生命保険相互会社　　電話番号：03-5289-7590

14 ご請求の流れについて

万一（死亡・高度障害）の時はもちろん、病気やケガをされた時は、学校生協にご連絡ください。
ケガの請求資料である「事故連絡票」は学校生協HPからもダウンロードできます。

0120-39-5318

ご請求の流れ

支払い事由の発生!!



STEP 1 学校生協へ連絡

STEP 2 学校生協から所定の請求書の授受

STEP 3 記入済の請求書と必要書類を学校生協へ提出



ケガの通院の場合、Webで請求できるようになりました！
※対象事案は右ページを確認ください

連絡 ⟶ 支払い（1ヵ月位）

学校生協または引受保険会社からご遺族へ……

ご請求の際のご遺族の不安を少しでも取り除けるよう、ご請求手続きのサポートや今後のライフプラン設計の相談など、ご要望に応じて、学校生協または引受保険会社の職員が訪問し、遺族ガイダンスを実施しています。





経済的サポートと精神的サポートの両側面から支援させて頂くのが「学校生協グループ保険」です。

経済的サポート：「学校生協グループ保険」
精神的サポート：遺族ガイダンス（ライフガイド／収支推移表）



遺族ガイダンスをご希望の場合は、学校生協までお申し出ください。

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

「Web事故連絡システム」のご案内

下記対象事案に該当される方は「Web事故連絡システム」からも請求ができるようになりました

対象事案

Web保険金請求をご利用いただけるのは、任意加入型団体保険の傷害保険のうち以下のケースです。

ご利用条件	①ケガをされたご本人（18歳未満の未成年は親権者）のお手続きであること ②「ケガ」の通院保険金のみの請求であること ③治療が終了しており、かつ通院日数の合計が10日以内であること ④後遺障害の残存見込みがないこと ⑤保険金を受け取る口座がケガをされたご本人の名義であること

※上記のすべてに該当する場合でもWeb保険金請求が使用できない場合もございますのであらかじめご了承願います。

メリット

■パソコンやスマートフォンから**手続き可能！**

■事故連絡票の**記入不要！**

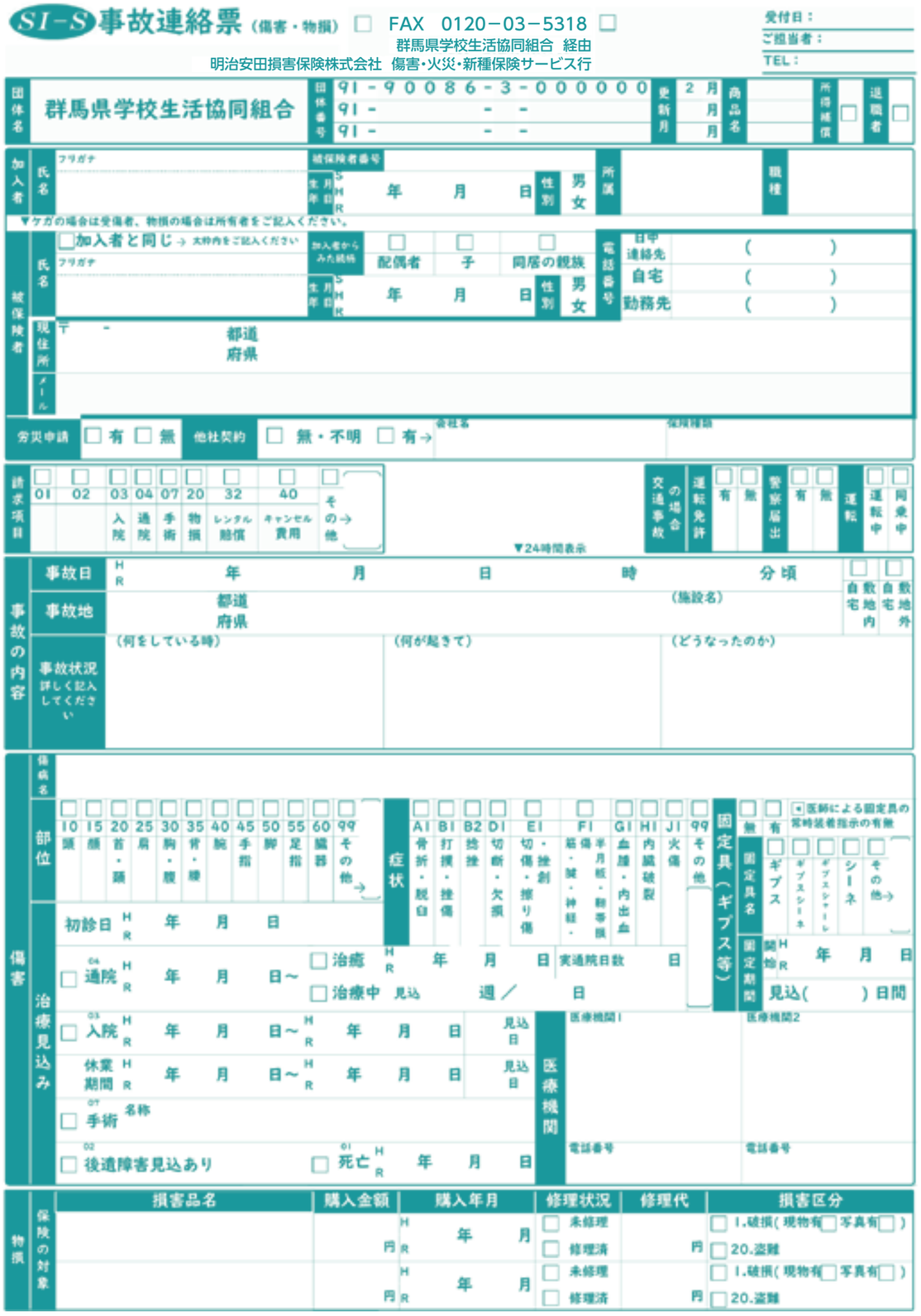


アクセス方法 明治安田損害保険の公式ホームページまたは二次元コードからアクセスしてください。

明治安田損保公式HP
https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/
⟶ Web事故連絡システム TOP画面

Web保険金請求の際、当社ご契約内容の確認のため、団体番号と被保険者番号のご入力が必要となりますので、事前に控えていただくようお願いいたします。
被保険者番号は以下の方法でご確認いただけます。
①みんなのMYポータルにて加入内容を確認する（※利用できる方のみ）
②加入・更新時等に配付されるご加入のお知らせを確認する
③加入申込書の控えを確認する
団体番号：91-90086-3

上記①～③をご確認いただいてもわからない場合は、団体または代理店のご請求窓口へご照会願います。


SI-S 事故連絡票（傷害・物損） □ FAX 0120−03−5318 □
群馬県学校生活協同組合 経由
明治安田損害保険株式会社 傷害・火災・新種保険サービス行
受付日：
ご担当者：
TEL：
団体名 群馬県学校生活協同組合
団体番号 91−900086−3−000000
91−
91−
更新月 2月 月 月
商品名
所得補償 □
退職者 □
加入者 氏名 フリガナ 被保険者番号 生年月日 S H R 年 月 日 性別 男 女 所属 職種
▼ケガの場合は受傷者、物損の場合は所有者をご記入ください。
被保険者 □加入者と同じ→ 太枠内をご記入ください
氏名 フリガナ 加入者からみた続柄 □配偶者 □子 □同居の親族
生年月日 S H R 年 月 日 性別 男 女
電話番号 日中連絡先 () 自宅 () 勤務先 ()
現住所 〒 − 都道府県
メール
労災申請 □有 □無
他社契約 □無・不明 □有→ 会社名 保険種類
請求項目 □01 入院 □02 通院 □03 手術 □04 物損 □07 レンタル賠償 □20 キャンセル費用 □32 その他→
▼24時間表示
交通事故の場合 運転免許 □有 □無 警察届出 □有 □無 運転 □運転中 □同乗中
事故の内容
事故日 H R 年 月 日 時 分頃 □自宅 □敷地内 □自宅 □敷地外
事故地 都道府県 (施設名)
事故状況 詳しく記入してください (何をしている時) (何が起きて) (どうなったのか)
傷害
備考名
部位 □10頭 □15顔 □20首・頭 □25肩 □30胸・腹 □35背・腰 □40腕 □45手指 □50脚 □55足指 □60臓器 □99その他→
症状 □A1骨折・脱臼 □B1打撲・挫傷 □B2捻挫 □D1切断・欠損 □E1切傷・擦過傷・擦り傷 □F1捻挫・靭帯・神経・腱傷 □G1半月板・軟骨損 □H1血腫・内出血 □I1内臓破裂 □J1火傷 □99その他
固定具（ギプス等） □無 □有 ※医師による固定具の常時装着指示の有無
固定具名 □ギプス □ギプスシーネ □ギプスシャーレ □シーネ □その他→
固定期間 開始 H R 年 月 日 見込() 日間
治療見込み 初診日 H R 年 月 日
□04通院 H R 年 月 日〜 □治癒 H R 年 月 日 実通院日数 日
□治療中 見込 週／ 日
□03入院 H R 年 月 日〜 H R 年 月 日 見込日
休業期間 H R 年 月 日〜 H R 年 月 日 見込日
□07手術 名称
□02後遺障害見込あり □01死亡 H R 年 月 日
医療機関 医療機関1 電話番号 医療機関2 電話番号
物損
保険の対象
損害品名 購入金額 購入年月 修理状況 修理代 損害区分
円 H R 年 月 □未修理 □修理済 円 □1.破損（現物有□ 写真有□） □20.盗難
円 H R 年 月 □未修理 □修理済 円 □1.破損（現物有□ 写真有□） □20.盗難

保険年齢表

対象制度：グループ保険（生命保険部分・損害保険部分）・すまいるサポート・医療保障保険・医療費支援プラス・総合医療サポート・重病初期サポート

3歳	令和 5年 8月2日	～	令和 6年 8月1日	42歳	昭和 59年 8月2日	～	昭和 60年 8月1日
4歳	令和 4年 8月2日	～	令和 5年 8月1日	43歳	昭和 58年 8月2日	～	昭和 59年 8月1日
5歳	令和 3年 8月2日	～	令和 4年 8月1日	44歳	昭和 57年 8月2日	～	昭和 58年 8月1日
6歳	令和 2年 8月2日	～	令和 3年 8月1日	45歳	昭和 56年 8月2日	～	昭和 57年 8月1日
7歳	令和 元年 8月2日	～	令和 2年 8月1日	46歳	昭和 55年 8月2日	～	昭和 56年 8月1日
8歳	平成 30年 8月2日	～	令和 元年 8月1日	47歳	昭和 54年 8月2日	～	昭和 55年 8月1日
9歳	平成 29年 8月2日	～	平成 30年 8月1日	48歳	昭和 53年 8月2日	～	昭和 54年 8月1日
10歳	平成 28年 8月2日	～	平成 29年 8月1日	49歳	昭和 52年 8月2日	～	昭和 53年 8月1日
11歳	平成 27年 8月2日	～	平成 28年 8月1日	50歳	昭和 51年 8月2日	～	昭和 52年 8月1日
12歳	平成 26年 8月2日	～	平成 27年 8月1日	51歳	昭和 50年 8月2日	～	昭和 51年 8月1日
13歳	平成 25年 8月2日	～	平成 26年 8月1日	52歳	昭和 49年 8月2日	～	昭和 50年 8月1日
14歳	平成 24年 8月2日	～	平成 25年 8月1日	53歳	昭和 48年 8月2日	～	昭和 49年 8月1日
15歳	平成 23年 8月2日	～	平成 24年 8月1日	54歳	昭和 47年 8月2日	～	昭和 48年 8月1日
16歳	平成 22年 8月2日	～	平成 23年 8月1日	55歳	昭和 46年 8月2日	～	昭和 47年 8月1日
17歳	平成 21年 8月2日	～	平成 22年 8月1日	56歳	昭和 45年 8月2日	～	昭和 46年 8月1日
18歳	平成 20年 8月2日	～	平成 21年 8月1日	57歳	昭和 44年 8月2日	～	昭和 45年 8月1日
19歳	平成 19年 8月2日	～	平成 20年 8月1日	58歳	昭和 43年 8月2日	～	昭和 44年 8月1日
20歳	平成 18年 8月2日	～	平成 19年 8月1日	59歳	昭和 42年 8月2日	～	昭和 43年 8月1日
21歳	平成 17年 8月2日	～	平成 18年 8月1日	60歳	昭和 41年 8月2日	～	昭和 42年 8月1日
22歳	平成 16年 8月2日	～	平成 17年 8月1日	61歳	昭和 40年 8月2日	～	昭和 41年 8月1日
23歳	平成 15年 8月2日	～	平成 16年 8月1日	62歳	昭和 39年 8月2日	～	昭和 40年 8月1日
24歳	平成 14年 8月2日	～	平成 15年 8月1日	63歳	昭和 38年 8月2日	～	昭和 39年 8月1日
25歳	平成 13年 8月2日	～	平成 14年 8月1日	64歳	昭和 37年 8月2日	～	昭和 38年 8月1日
26歳	平成 12年 8月2日	～	平成 13年 8月1日	65歳	昭和 36年 8月2日	～	昭和 37年 8月1日
27歳	平成 11年 8月2日	～	平成 12年 8月1日	66歳	昭和 35年 8月2日	～	昭和 36年 8月1日
28歳	平成 10年 8月2日	～	平成 11年 8月1日	67歳	昭和 34年 8月2日	～	昭和 35年 8月1日
29歳	平成 9年 8月2日	～	平成 10年 8月1日	68歳	昭和 33年 8月2日	～	昭和 34年 8月1日
30歳	平成 8年 8月2日	～	平成 9年 8月1日	69歳	昭和 32年 8月2日	～	昭和 33年 8月1日
31歳	平成 7年 8月2日	～	平成 8年 8月1日	70歳	昭和 31年 8月2日	～	昭和 32年 8月1日
32歳	平成 6年 8月2日	～	平成 7年 8月1日	71歳	昭和 30年 8月2日	～	昭和 31年 8月1日
33歳	平成 5年 8月2日	～	平成 6年 8月1日	72歳	昭和 29年 8月2日	～	昭和 30年 8月1日
34歳	平成 4年 8月2日	～	平成 5年 8月1日	73歳	昭和 28年 8月2日	～	昭和 29年 8月1日
35歳	平成 3年 8月2日	～	平成 4年 8月1日	74歳	昭和 27年 8月2日	～	昭和 28年 8月1日
36歳	平成 2年 8月2日	～	平成 3年 8月1日	75歳	昭和 26年 8月2日	～	昭和 27年 8月1日
37歳	平成 元年 8月2日	～	平成 2年 8月1日	76歳	昭和 25年 8月2日	～	昭和 26年 8月1日
38歳	昭和 63年 8月2日	～	平成 元年 8月1日	77歳	昭和 24年 8月2日	～	昭和 25年 8月1日
39歳	昭和 62年 8月2日	～	昭和 63年 8月1日	78歳	昭和 23年 8月2日	～	昭和 24年 8月1日
40歳	昭和 61年 8月2日	～	昭和 62年 8月1日	79歳	昭和 22年 8月2日	～	昭和 23年 8月1日
41歳	昭和 60年 8月2日	～	昭和 61年 8月1日	80歳	昭和 21年 8月2日	～	昭和 22年 8月1日

まずはこの表で保険年齢を確認してください。
満年齢と異なるので注意！！

※生活あんしんサポートの年齢は、令和9年2月1日現在の満年齢です。

なるほど!ほけん豆知識



Q.どのようなケガで補償がされるの？

A.一般的なお支払い事例

・体育授業中のハードル練習中に負傷。
・校舎内の階段で足を踏み外して転倒した。
・運転中や歩行中の交通事故によるケガ。　etc…

グループ保険＜損害保険部分＞では
月額**570**円で通院1日あたり**1,800**円が
通院日数分給付されます。(90日が限度)
※入院・手術補償もあります。

昨年のグループ保険＜損害保険部分＞のお支払いは118件にものぼりました！

組合員からの声

ケガで入院し、生協へ請求連絡をした際に、丁寧に手続き方法を教えていただきました。また、請求に必要な書類も病院の領収証のコピーで代用できて簡単でした。書類の記入もわかりやすくてこの保険のよさを改めて感じました。

※手術や10万円以上のご請求の場合は、所定の診断書が必要です。その他請求に必要な書類は、請求事由により異なりますので、詳しくはお問合せください。

加入申込書兼告知書のご記入例

チェック欄記入例 ☑

●記入例にそって、もれなく❶～❼に従ってご記入・チェック・押印ください。
●お申し込み内容に修正がある場合は、該当箇所を二重線にて抹消し、訂正内容をご記入・チェックのうえ、必ず訂正印を押印願います。
●ご記入・チェックは、黒のボールペン(消せるボールペンは不可)をご使用ください。

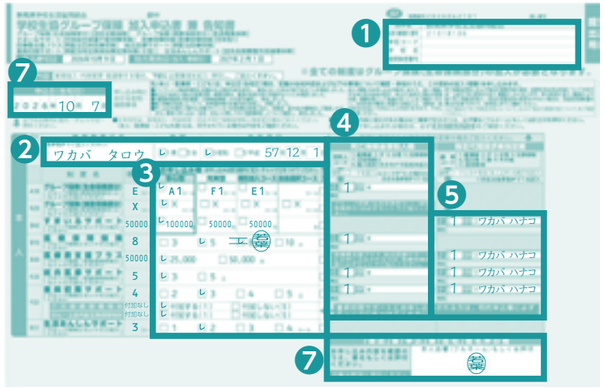
❶団体情報欄
●印字されている場合、内容に誤りがないか確認してください。

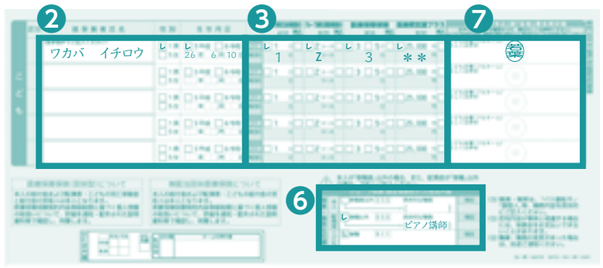
❷被保険者氏名、性別、生年月日欄
●印字されていない場合、必ず必要事項を記入・チェックしてください。
●印字されている場合は、被保険者氏名(カナ)、性別、生年月日に誤りがないか確認してください。

❹死亡保険金受取人欄
●新規で指定、または変更する場合のみ、受取人コードまたは個人名(カナ)を記入してください。
●死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の血族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のなかからご指定をお願いします。

❺指定代理請求者指定欄
●新規で指定、または変更する場合のみ、続柄コードおよび個人名(カナ)を記入してください。

❻職業・職務告知欄
●職業・職務を告知願います。
●本人が「教職員」以外の場合、また、配偶者が「無職」以外の場合、記入・チェックしてください。
※本人が「教職員」、配偶者が「無職」の場合は記入不要です。





❸お申し込み欄
●申込欄記入方法①
(本人おすすめ部分)
・記載のベストプラン、基本プランは、加入内容を参考に設定したおすすめであり固有のコース名ではありません。
・ご希望のプランをいずれか一つ選択し記入・チェックしてください。なお、同内容で継続する際は現在加入プランに記入・チェックしてください。
・自由選択プラン：希望するコース等を記入してください。
・加入希望なしの際は「加入しない」にチェックしてください。
●申込欄記入方法②
(上記①以外の本人・配偶者・こども)
・申込書提出の際は、すべての商品について洩れなく(加入希望なしの際は「加入しない」に)記入・チェックしてください。なお、同内容で継続する際は現在加入欄と同一のコース・金額・口数に記入・チェックしてください。
●配偶者も加入する際は、本人と同様に記入・チェックしてください。

❼申込日(告知日)
●必ず記入してください。

確認印兼申込印兼告知印
●印鑑は、はっきりと押印してください。
※減額・脱退・その他変更の場合も必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。

Memo

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用㊟し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

㊟保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：https://www.meijiyasuda.co.jp/　明治安田損害保険株式会社：https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/）をご参照ください。

－死亡保険金（給付金）受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

群馬県学校生活協同組合
0120-39-5318
〒371-0847　群馬県前橋市大友町1-13-12
受付期間　平日　（土日・祝日を除く）
受付時間　9：00～17：00まで

明治安田生命保険相互会社　公法人第三部法人営業第二部
0120-882-004
〒110-0006　東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8階
受付期間　令和8年7月1日（水）～10月9日（金）　※照会受付期間終了後は03-5289-7590　（土日・祝日、年末年始を除く）
受付時間　9：00～17：00まで

MY-A-26-団-005582 MY-A-26-医-005583 MY-A-26-団医-005584 MY-A-26-DⅠ-005585 MY-A-26-無医-005586 MY-A-26-特疾-005587
MYG-A-26-傷-306 MYG-A-26-L-307